

令和元年度第2回袖ヶ浦市景観審議会

1 開催日時 令和2年2月21日(金) 午後1時30分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室

3 出席委員

副会長	田邊 学	委員	小林 耕次
委員	宇野 武夫	委員	立崎 政男
委員	吉田 良美	委員	高井 由夏
委員	在原 緑	委員	青澤 洋實

(欠席委員)

会長	阿部 貴弘	委員	岡本 和幸
----	-------	----	-------

4 出席職員

市長	粕谷 智浩	都市整備課主査	高橋 正人
都市建設部長	江尻 勝美	都市整備課主査	鶴岡 俊洋
都市整備課副参事	泉水 雄一郎	都市整備課主事	柿本 健

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	4人
傍聴人数	0人

6 議 題

- (1) 景観重要公共施設における規制内容について
- (2) 袖ヶ浦駅海側地区における景観協定の変更について
- (3) 景観まちづくり賞について
- (4) その他

7 議 事

〈午後 1 時 3 0 分時開会〉

事務局（鶴岡主査）【開会】

事務局（鶴岡主査）【田邊副会長が会長の職務代理となる報告】

粕谷市長【挨拶】

田邊副会長【挨拶】

【粕谷市長、所用のため退席】

事務局（鶴岡主査）【資料確認】

【出席状況確認】

〔10名中8名の出席、景観条例施行規則第31条第2項の規定により、定数の2分の1以上の出席のため、会は成立。〕

景観条例施行規則第31条第1項の規定に基づきまして、会長が本会の議長を務めることとなっておりますので、これより先は田邊副会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

田邊副会長 それでは、次第にしがいまして、議事を進めさせていただきます。本日の議題は3件でございます。最初に議題1「景観重要公共施設における規制内容について」事務局から説明をお願いします。

事務局（高橋主査）【資料1により景観重要公共施設における規制内容について説明】

田邊副会長 説明が終わりましたが、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

小林委員 内容的にもわかりやすく説明いただきましたが、フェンスや照明灯については、色彩基準内に誘導していくことは理解できます。一方、園路については黒のアスファルト舗装がメインだからあまり誘導はしないのでしょうか。カラー舗装のところはどのように指導していくのでしょうか。

事務局（高橋主査） 袖ヶ浦公園については、現状アスファルト舗装が多く、一部赤系のカラー舗装が使用されています。現時点で具体的な舗装の整備計画はございませんが、今後の整備にあたっては、別表1の色彩基準の範囲の中で整備いただくこととしています。

小林委員 別表1の「照明」の色彩基準は、使用可能な範囲が一定程度絞られていますが、「外壁・工作物・舗装」の色彩基準においては、ほぼ自由に色彩が使えるかと思えます。資料3頁の良好な景観形成のイメージのとおり整備できるのでしょうか。公共施設なので可能とは思いますが、設計の自由度を与えておいて、協議しつつ整備を進めていくということでしょうか。

事務局（高橋主査） おっしゃるとおり、現時点の基準案では全明度を使用可能としており、使用できる色彩の中には明るい色が含まれています。しかし、整備に際しては事前に協議していただくことを想定しており、その中で色彩をコントロールできればと考えています。

小林委員 舗装は面積も広いので、別表1の「屋根」程度の基準としてもいいと思えますが、設計された時点で協議し、対応できるのであれば結構だと思えます。

事務局（高橋主査） いただいたご意見は参考にさせていただきます。

事務局（泉水副参事） 資料7頁の下に建材等については色彩基準の例外と明記していますので、アスファルト舗装もこちらに該当してきます。

小林委員 アスファルト舗装ではなく、カラー舗装についてお聞きしています。

田邊副会長 基本的には公園の整備は既に完了しているということで、リニューアル等を行う際には、カラー舗装による整備も考えられます。小林委員がおっしゃっているのは、色彩基準が緩く設定されていて、彩度や明度についてもかなり広範囲に使用でき、白色の舗装でも構わないといった内容になっているため、心もとないのではないかという指摘です。これについては、小林委員の指摘のとおり、公共施設ですので、内部的な調整をし、なるべく自然を引き立てるような色彩にさせていただくとか若しくは黒色のアスファルト舗装でも良いといった共通認識

を持つなどして対応いただきたいと思います。数値で定めるということもできますが、整備の際には協議し、カラー舗装がこの公園らしいというものではないという共通認識を持っていただければよいと思います。

青澤委員 先週、孫と一緒に袖ヶ浦公園の奥に位置する広場の遊具で遊んでいたのですが、遊具には黄色や青などが使用されていますが、今後これらも規制対象となるのでしょうか。

事務局（高橋主査） 遊具施設につきましては、子供が遊ぶものであり楽しく遊んでいただく必要もあることから、色彩基準の適用除外にしています。

青澤委員 子供が遊んでいる遊具の色が、赤や黄色ではなく茶色などの落ち着いた色だと、子供も何色かわかりにくいと思いますので、このまま適用除外としていただきたいと思います。それと、遊具の位置がわかる案内板がありますが、色褪せなどが進んでいたり、現在は撤去された遊具が記載されていたりしているのでリニューアルの際には確認いただきたいと思います。

田邊副会長 今のご意見は公園の維持管理に関する内容かと思えます。景観重要公共施設への指定を契機に、この辺も確認いただきたいと思います。

宇野委員 施設の指定をすることで、方向性は良いと思います。景観法が施行されてある程度経ちますが、袖ヶ浦公園も含め良い景観が形成されていくのかとこの資料をいただいて感じましたが、資料7頁の色彩基準について、屋根の基準色となっている黄枠が見にくかったので、修正をしていただきたいと思います。

田邊副会長 ご意見ありがとうございます。多くの方に理解いただけるよう資料作成いただければと思います。他にご意見なければ、私から一つお願いですが、資料5頁に自動販売機や施設サインの写真があります。これらは比較的更新のサイクルが早いものとなります。特に自動販売機ですが、屋外に置いてあるものは3年から5年程度で更新されると伺っていますので、交換サイクルに合わせて統一感のあるものに更新いただければと思います。サインについても、デザインがバラバラに

なっていますので、これについては統一的なルールを作ってそれに沿って付け替えていく必要があります。どこかで区切りをつけて着手していかないと、なかなか変わっていかないので、結果が見えるものから対応していただきたいと思います。それでは他に、ご質問・ご意見等がないようですので、次の議題に移らせていただきます。議題2「袖ヶ浦駅海側地区における景観協定の変更について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋主査） 【資料2により袖ヶ浦駅海側地区における景観協定の変更について説明】

田邊副会長 説明が終わりましたが、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

田邊副会長 先に確認させていただきますが、現時点では既に協定が有効になっていると思いますが、協定の有効期限はいつまででしょうか。

事務局（高橋主査） 協定の有効期限は、認可を受けてから10年間となっています。10年経過後、協定廃止の申請がなければ永年継続となります。

宇野委員 全員同意により制定するとありますが、何戸ほどあるのでしょうか。

事務局（高橋主査） 協定区域では住宅の販売が進んでいる状況で、既に居住している方もいらっしゃいます。

宇野委員 資料3頁の青エリアと黄色エリアですか。

事務局（泉水副参事） そうです。戸数にすると青エリアが概ね120戸、黄色エリアは60戸程度となります。すでに一部は販売され居住されている方もいます。その他に、公園や赤エリアの商業系が配置されています。

田邊副会長 黄色エリアについても東京セキスイハイム株式会社が所有し、建築も同社がされているということでしょうか。

事務局（高橋主査）　そうです。

小林委員　本件は土地区画整理事業の保留地内で整備されていると思いますが、当初よりこの内容で整備することとなっていたのでしょうか。

事務局（高橋主査）　当初、協定区域を広げるエリアは事業用地として活用する予定であったと伺っています。

小林委員　当初、黄色エリアがピンク色のエリアだったということですね。現状、黄色エリアは既に住宅として販売され、フットパスなども出来ており、このままいけば、本協定の内容のとおり住宅地ができるということでしょうか。

事務局（泉水副参事）　そうです。なお、住宅販売時には契約上の条件として景観協定の順守を盛り込んでいると伺っています。

小林委員　早い段階で、本協定を策定していくということが決まっていたということですね。

事務局（泉水副参事）　そうです。

宇野委員　本協定によって景観は良くなっていくという考えでしょうか。

事務局（泉水副参事）　協定によって良好な景観を維持していくことができます。特にフットパスの共同管理などについて有効であると考えます。

田邊副会長　他にご意見・ご質問等がないようですので、次に移らせていただきます。議題3「景観まちづくり賞について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局（柿本主事）　【資料3により景観まちづくり賞について説明】

田邊副会長　説明が終わりましたが、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

在原委員　景観まちづくり賞は今まで景観まちづくりの取組みについて表彰し

ていたと思います。今後、建築物等を表彰していくとありますがどのようなことでしょうか。

事務局（柿本主事） 今までは景観まちづくりに対する取組みを表彰してきましたが、掘り尽くしてきた感があります。そこで、今後は都市景観に目を向け、都市景観を良くしている建築物や広場等について表彰をするとともに、市民の方がより参加しやすい賞にしていきたいと考えています。

在原委員 それは、自分達で自薦するということでしょうか。

事務局（柿本主事） 詳細はまだ決定しておりませんが、外構に力を入れているとかこの建築物の立地によって良好な景観が形成されているといったことを表彰していくことを想定しています。

田邊副会長 応募の形式としては自薦も他薦もあり得るということですね。

事務局（柿本主事） そうです。

田邊副会長 来年度、建築物を表彰対象とするとのことですが、建築物を対象にすると往々にしてあるのが、良いものが先に出てしまい、後が続かないということが見受けられます。このため戦略的に考えたほうが良いと思います。他市では、届出のあったものを自動的にエントリーする仕組みを作るなど、案件が枯渇しないような制度設計をされると長期にわたって続いていくと思います。それでは、その他という事で委員の皆様から何かありましたらご発言をいただきたいと思いますが、ご意見等はございますか。特に無いようですので、本日予定しました議題は滞りなく、すべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局（江尻部長） 長時間に渡り慎重審議ありがとうございました。なお、委員の皆様におかれましては、本日が今任期最後の審議会となる予定です。これまで3年間大変お世話になりました。昨年度実施した色彩基準の見直しや本日の景観重要公共施設指定における規制内容など、様々のご意見をいただき本市における景観まちづくりを推進することができました。心より御礼申し上げます。

事務局（鶴岡主査） 田邊副会長・委員の皆様ありがとうございました。本日の審議内容につきましては委員の皆様には、議事録作成にあたり発言内容の確認をいただき、その後議事録の写しを事務局から送付させていただきますので、ご了承をお願いいたします。また、議事録につきましては市のホームページ等で公開いたしますことを申し添えます。以上をもちまして、令和元年度第2回袖ヶ浦市景観審議会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

【閉会】

（午後2時40分閉会）

令和元年度 第2回袖ヶ浦市景観審議会

日時 令和2年2月21日(金)

午後1時30分から

場所 袖ヶ浦市役所7階会議室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 事

(1) 景観重要公共施設における規制内容について・・・資料1

(2) 袖ヶ浦駅海側地区における景観協定の変更について・・・資料2

(3) 景観まちづくり賞について・・・・・・・・・・資料3

(4) その他

5 閉 会

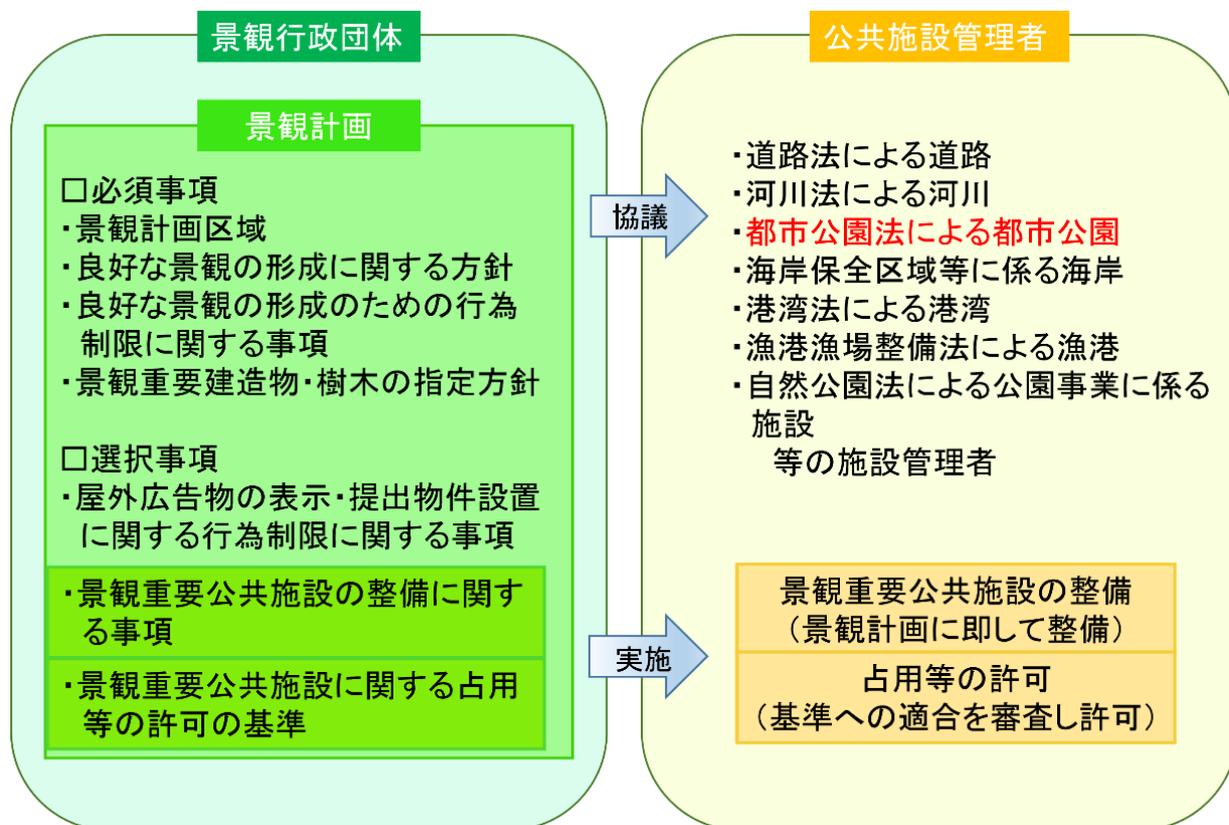
景観重要公共施設における規制内容について

1. 景観重要公共施設の制度について

道路、河川、都市公園等の公共施設は、地域の景観を形成するうえで重要な要素であり、景観法では、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするため、景観行政団体が、景観計画区域における良好な景観の形成に資する重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができるとされています。

整備に関する事項が定められた場合には、その整備は景観計画に即して行われる必要があり、また占用等の許可の基準が定められた場合には、占用等を行う際にその基準に適合する必要があるため、効果的に良好な景観形成を図ることが可能となります。

〈景観行政団体と公共施設管理者との関係〉



- ・整備に関する事項 景観重要公共施設の整備にあたり、景観上配慮すべき事項について定めるもの
- ・占用等の許可基準 景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるもの

2. 景観重要公共施設の指定候補について

《袖ヶ浦市景観計画での指定要件》

- ・袖ヶ浦の景観を特徴づける拠点として、市民に親しまれている公共施設
- ・市の景観の骨格を形成し、景観軸や景観拠点を構成する公共施設
- ・地域のシンボルとして、景観形成に重要な役割を果たす公共施設

種 別	名 称
景観重要公園	袖ヶ浦公園

(1) 袖ヶ浦公園の概要

場 所	袖ヶ浦市飯富2,360番地
種 類	総合公園
面 積	25.2ヘクタール
都市計画決定	昭和47年
整備期間	昭和47年から
施設概要	花見広場、梅園、鑑賞池、遊漁池、自然石材利用の流溝、菖蒲園、アスレチック、上池、下池、展望台、遊具、花のテラス

袖ヶ浦公園は、市の中心近くに位置し、市の景観計画では田園・集落エリアの景観拠点として位置づけられています。園内には四季折々の花が植えられており、桜や花菖蒲とともに様々な花の観賞ができ、市内や周辺市町村のみならず、県外からも人が訪れる市内唯一の総合公園です。

景観重要公共施設の指定により、水と緑あふれる袖ヶ浦公園内の良好な景観を維持するとともに、周辺環境と調和した景観形成を図ります。



園児が公園内を散策する様子



花菖蒲まつりの様子

(2) 袖ヶ浦公園の現状

○公園施設

・ 四阿



・ ベンチ



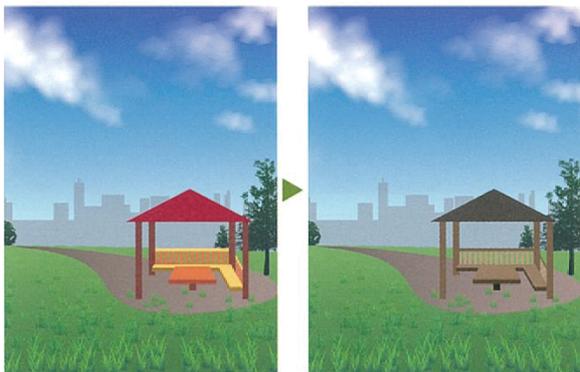
・ 花のテラス



・ 四阿、ベンチ等は、自然素材の材料を使用し、景観に配慮した落ち着いた色彩により整備されています。

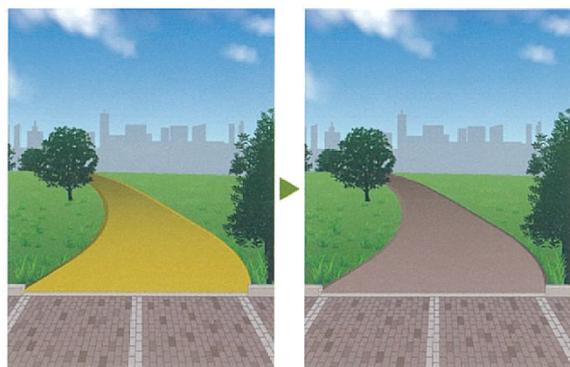
《良好な景観形成のイメージ》

【ベンチ、四阿等】



・ 木材の素材を生かすなど、落ち着いた低彩度色を基本とする。

【舗装】



・ 鮮やかな色彩や明るすぎる色彩は避け、園内の自然景観が映える落ち着いた色彩を基本とする。

・ 転落防止柵



・ 照明灯



・ フェンス



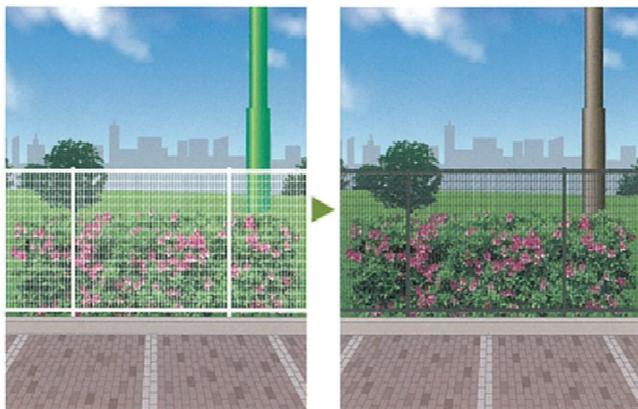
- ・ 転落防止柵はダークブラウン色の材料を使用し、周囲になじむ落ち着いた景観形成を図っています。
- ・ 照明灯やフェンスは白やシルバーの明るい材料を使用し、自然景観から浮いた印象を与えています。

＜その他の公園施設＞

パーゴラ、水飲み場、トイレ、
スピーカー等

《良好な景観形成のイメージ》

【柵、柱類】



柵やネット類は明るい色よりも暗い色の方が、景観がより自然に見えます。

- ・ 照明灯などの柱類や、転落防止柵などの柵類は、落ち着いた低彩度色を基本とするとともに園内でできるだけ統一する。

○占用物

- ・ 道路反射鏡



- ・ 自動販売機



- ・ 施設案内板



- ・ 道路反射鏡は明るい色の材料を使用し、自動販売機は色彩に統一感がなく、公園内で目立っています。
- ・ 施設案内板については、園内での仕様の統一がされていない状況です。

<その他の占用物>

東電柱、NTT 柱、水道埋設管、防犯灯等

3. 袖ヶ浦公園における規制内容について

整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明灯等の柱類や防護柵等の柵類の色彩は、ダークブラウン（10YR2/1）又はグレーベージュ（10YR6/1）程度とする。 ・ その他の色彩基準については、別表 1 によるものとする。 ・ 工作物の素材は、景観へ配慮し、経年劣化やメンテナンスを考慮したものとする。 ・ 案内板や公共サインは、周辺の自然環境との調和に配慮し、園内における仕様の統一に努める。 ・ 植栽は景観と眺望に配慮する。
占用等の許可の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。 ・ 占用物の色彩基準については、「整備に関する事項」の基準を準用する。

【適用除外】

- ・ 遊具、健康遊具の施設
- ・ 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- ・ 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ・ 公共施設の日常管理・部分補修をするもの
- ・ 地中に埋設するもので周辺の景観形成に影響のないもの
- ・ 工事に必要な仮設の工作物
- ・ イベント等で短期間に使用する建築物又は工作物
- ・ 景観重要公共施設の指定時点で現に存し、そのまま継続して使用するもの

【注意】

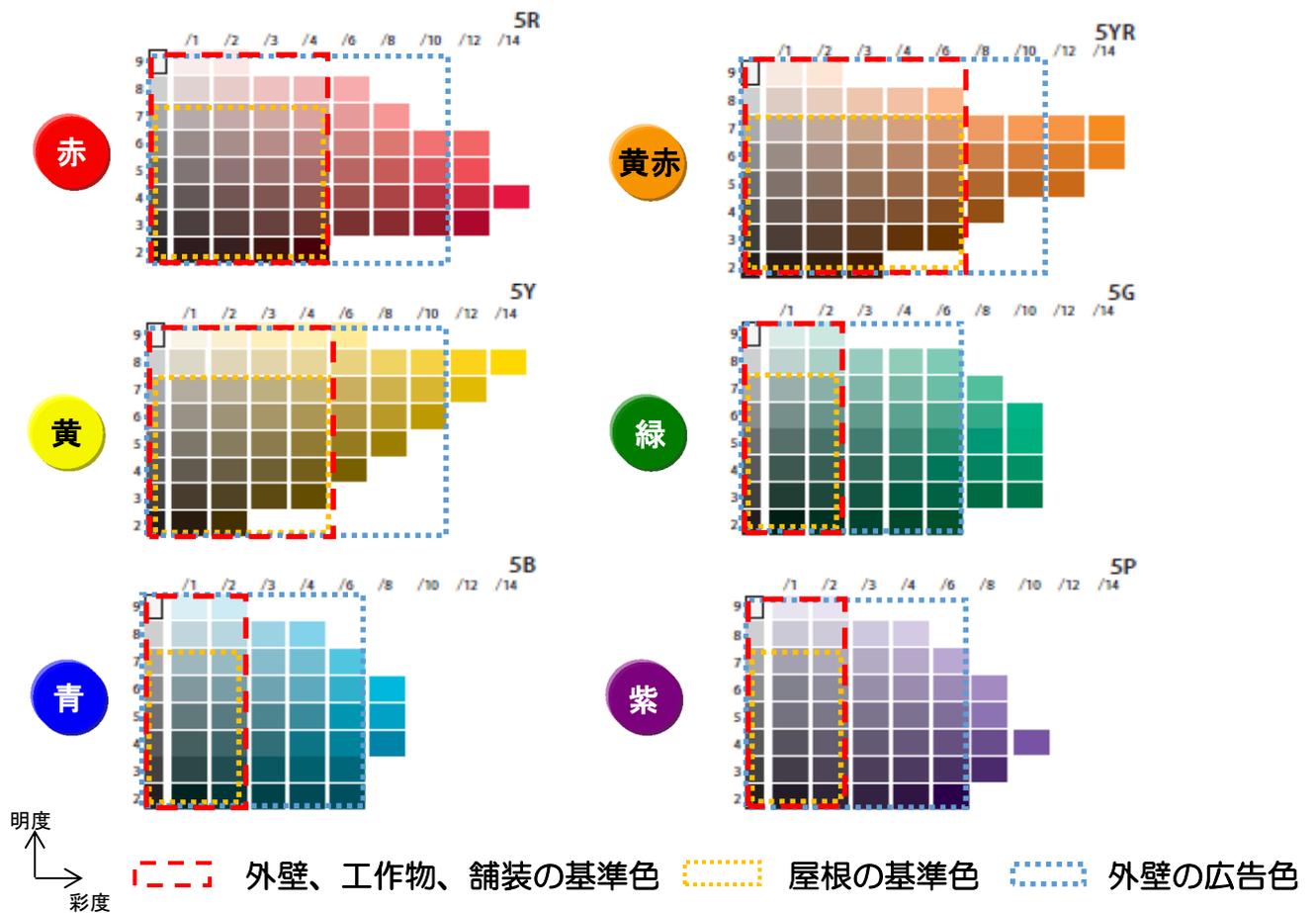
- ・ 自動販売機を建築物の前に設置する場合は、建築物の外壁に類似した色彩に努める。
- ・ 自動販売機が複数になる場合は、景観に配慮された自動販売機の色彩統一に努める。

別表 1

対象物	色相	明度	彩度
外壁 工作物 舗装	赤 (R)	全明度	4以下【10以下】
	黄赤 (YR)		6以下【10以下】
	黄 (Y)		4以下【10以下】
	黄緑 (YG)、緑 (G)、青 (B) 青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP)		2以下【6以下】
屋根	赤 (R)	7以下	4以下
	黄赤 (YR)		6以下
	黄 (Y)		4以下
	黄緑 (YG)、緑 (G)、青 (B) 青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP)		2以下

・ 彩度の【 】の数値は、建築物の外壁において、広告色を使用する場合の基準

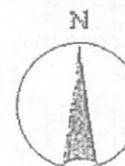
◎袖ヶ浦公園における色彩基準



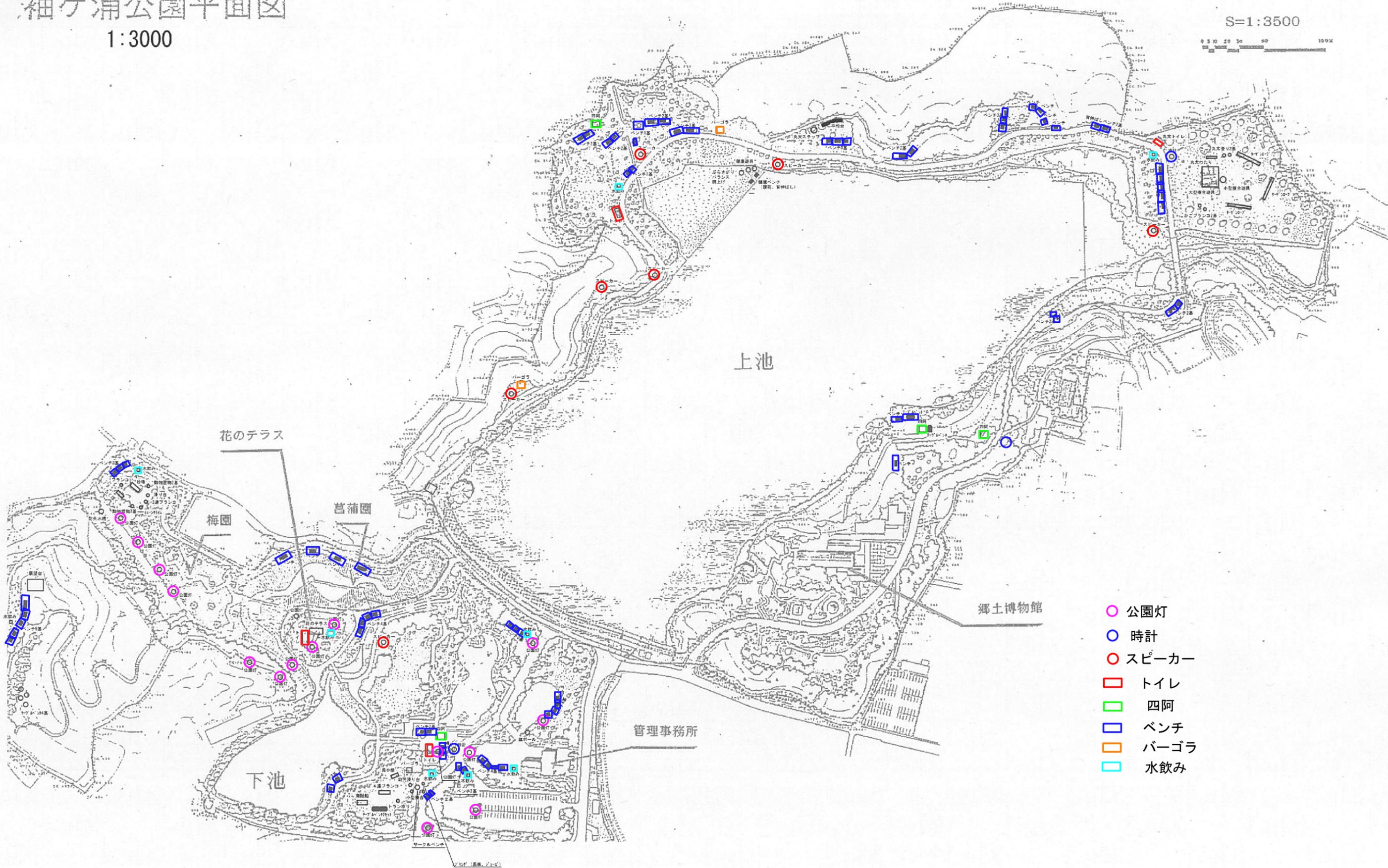
- ・木材、石材、土、レンガ、コンクリートなど従来から建材として広く用いられている自然素材の色は、経年劣化により穏やかな色彩となるため、色彩基準の例外とする。
- ・建築物の外壁について、広告色を使用する場合は原則的に見付面積の 1/5 以内とし、周辺環境との調和に配慮した色彩とする。
- ・広告色を使用する場合で、色彩基準を超える色彩を使用する場合は、必要に応じて景観アドバイザーの意見を聞くことにより、見付面積の 1/20 以内の使用を可能とする。

袖ヶ浦公園平面図

1:3000



S=1:3500



- 公園灯
- 時計
- スピーカー
- トイレ
- 四阿
- ベンチ
- バーゴラ
- 水飲み

袖ヶ浦駅海側地区における景観協定の変更について

1. 景観協定について

(1) 景観協定の趣旨（景観法運用指針より）

景観協定制度は、景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度である。

景観協定は、住民が自らの手で、結成地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる有意義な制度であり、積極的な啓発・普及がなされることが望ましい。

(2) 景観協定で定められる内容

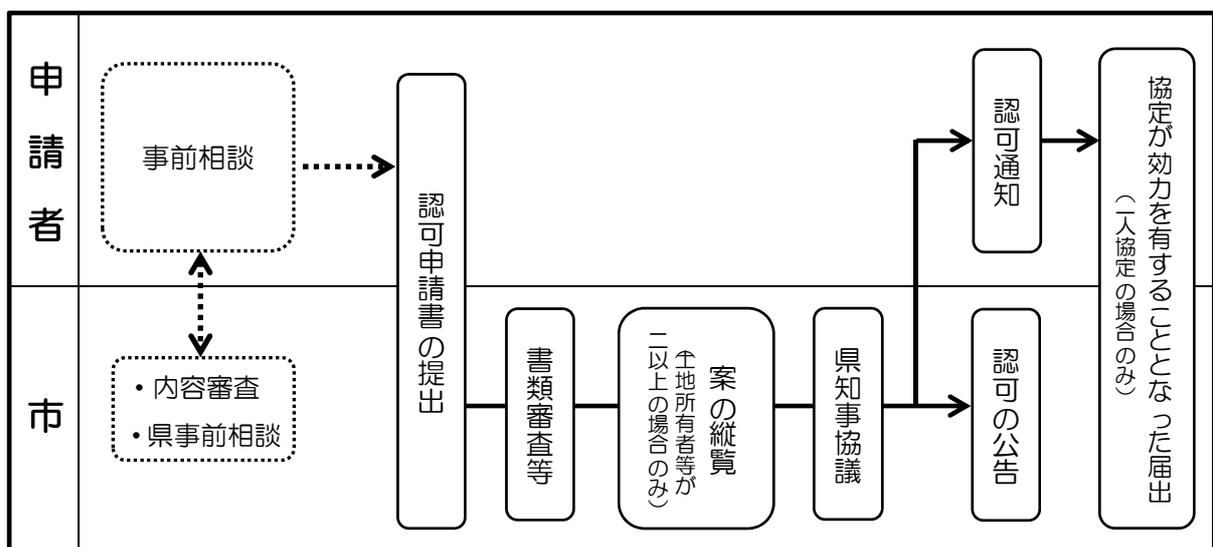
景観協定では、区域や有効期間、景観協定に違反した場合の措置を定める他、下記のうち必要な事項を定めることができる。

- ・建築物の形態意匠に関する基準
- ・建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
- ・工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
- ・樹林地、草地等の保全又は緑化に関する基準
- ・屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件に関する基準
- ・農地の保全又は利用に関する事項
- ・その他の良好な景観の形成に必要な事項

(3) 景観協定の認可

景観協定は、土地所有者等が申請し、景観行政団体の長が認可することにより、その効力が生じる。

景観協定の変更の認可についても同様の扱いとなる。



2. 景観協定の変更について

(1) 景観協定名称

スマートハイムシティ袖ヶ浦景観協定（平成 28 年 9 月 7 日認可）

(2) 申請者

東京セキスイハイム株式会社

(3) 目的

景観協定区域内における良好な景観の形成のために必要な基準を定め、住宅地としての利便性を高め、かつ、良好な景観と環境を形成することにより、住民が愛着を持ち魅力を感じる良好な住宅地の形成を促進し、快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

(4) 協定区域

袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業地の一部

（第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域）

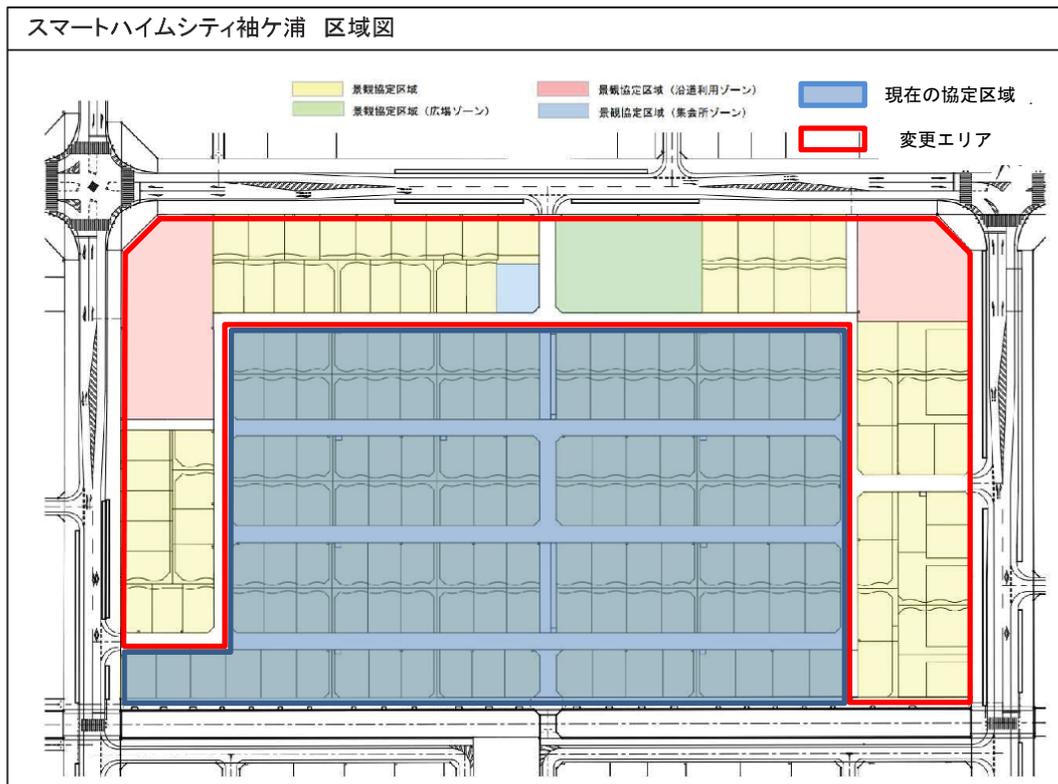


(5) 主な景観形成の基準について 参考資料

(6) 変更内容

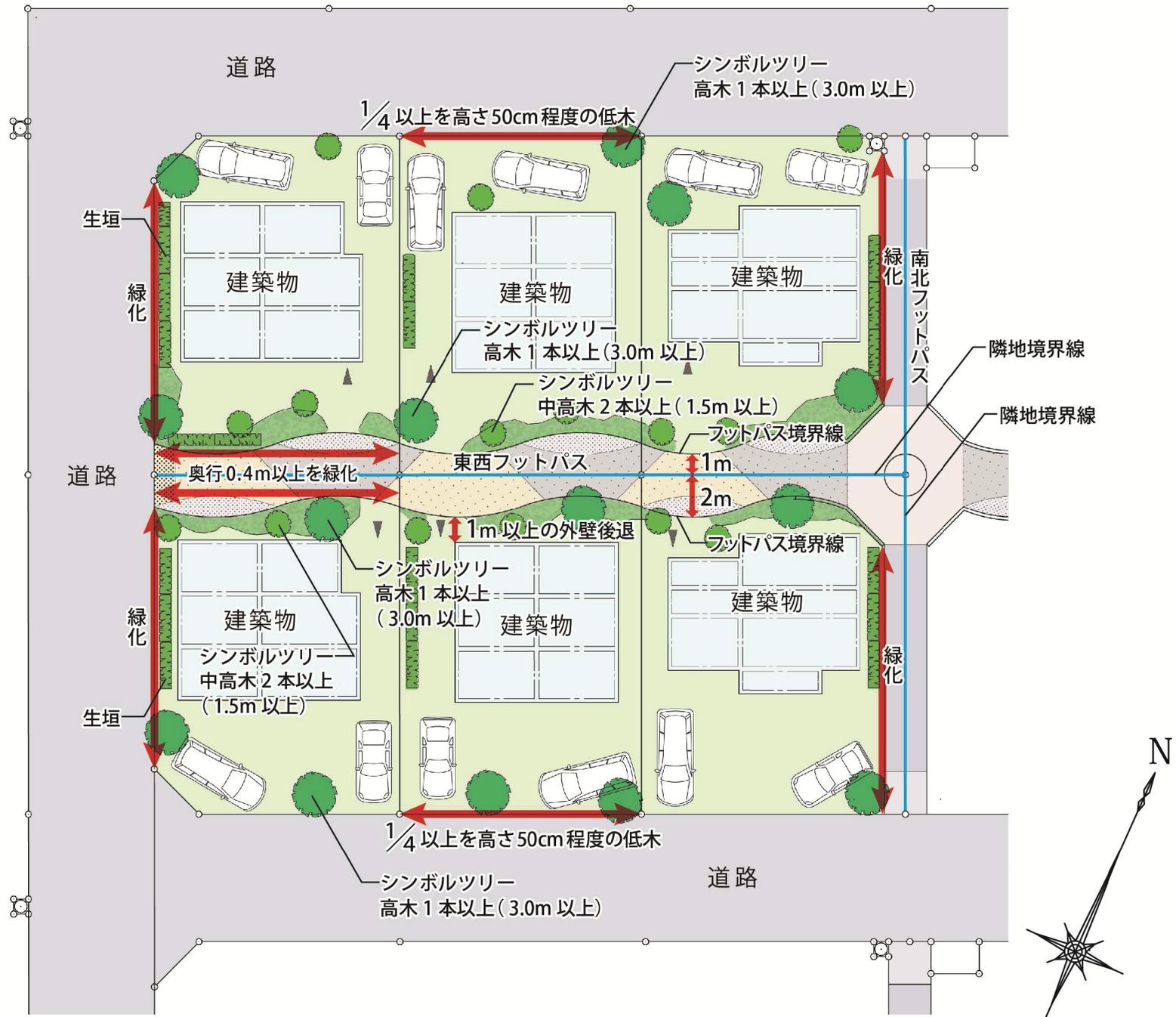
平成 28 年 9 月に認可を受けたスマートハイムシティ袖ヶ浦景観協定書について、景観協定区域内の住宅用地の売れ行きが好調であり、住宅の需要が高くなったことから、当初事業用地としていたエリアを現在の景観協定区域の住宅地同様の景観形成を図るため、景観協定区域を変更する。

現在、事業者である東京セキスイハイムにより令和 2 年 3 月までに景観協定の変更に必要な土地所有者の全員同意を目指しており、全員同意を取得した際には、景観法に基づく景観協定の変更の認可申請を予定している。



3. 今後の予定

月	事項
令和元年10月	事業者から市へ事前相談
12月	市から千葉県へ事前相談
令和2年1月	千葉県事前相談回答
3月	事業者による全員合意取得予定
4月	事業者から市へ認可申請、変更協定案縦覧
5月	市から千葉県へ協議書提出
6月	千葉県の協議書回答、市認可



令和元年度袖ヶ浦市景観まちづくり賞について(報告)

1. 景観まちづくり賞の要旨

(1) 目的

景観まちづくりを広げていくため、景観計画に基づき、地域の景観形成に貢献している取り組みなどを募集し、景観まちづくり賞として表彰した。

平成30年度に引き続き、景観まちづくりの取り組みについて応募を行うこととし、良好な景観の形成に向けた模範的な取り組みに対して表彰を行うことで、さらなる取り組みへの意欲を高め、良い取り組みがより多くの市民、事業者に広がることを目指した。

(2) 賞の種別・表彰の対象

景観まちづくり賞の受賞部門は、本市の景観まちづくりの基本的な方針から、**景観育成部門、景観保全部門、景観創出部門及び景観学習部門**の4部門及び審査員賞(大賞、奨励賞)とした。

①景観育成部門 はぐくみ賞

「一人ひとりの行動・取り組みで育む景観づくり」の方針により、自主的かつ積極的な活動により顕著な功績があった取り組みなど

(景観を育む活動として、違反広告物除却、地域の魅力を活かす活動など)

②景観保全部門 まもり賞

「歴史・自然により形成された景観の保全」の方針により、歴史的なまちなみ景観の形成及び保全に寄与している取り組みなど

(景観を守る活動として、保存樹木・生垣・自然環境の保全、里山の再生など)

③景観創出部門 つくり賞

「市の特徴を活かした景観づくり」の方針により、新しい良好な景観の創出に資する取り組み、周辺環境に調和した植栽、デザイン、色彩等について特に工夫した取り組みなど

(景観を造る活動として、草花の植栽等による地域の環境美化及び魅力ある田園空間の創出、特に工夫した取り組みなど)

④景観学習部門 まなび賞

「景観まちづくりの学習」の方針により、景観を学ぶ活動を通して、市の景観の良さを紹介している取り組みなど

⑤審査員賞

・大賞

特にすぐれた模範とすべき景観まちづくりの取り組み

・奨励賞

良好な景観に対する配慮がされ、市内に広がることが望まれる取り組み

2. 実施スケジュール

令和元年6月1日～7月31日	景観まちづくり賞募集期間
令和元年8月23日	景観審議会委員、庁内専門部会員への審査依頼
令和元年10月17日	景観審議会委員、庁内専門部会員への審査結果通知 まちづくり賞受賞者への受賞通知
令和元年11月25日	まちづくり賞受賞者への表彰式開催通知
令和2年1月9日	表彰式開催についての記者発表
令和2年1月10日	景観まちづくり賞表彰式の開催
令和2年2月21日	景観審議会委員への報告

3. 令和元年度景観まちづくり賞受賞者

受賞名	団体名	取り組み内容
大賞	坂戸市場環境保全会	坂戸市場地区の田園風景の管理・形成
景観育成部門 はぐくみ賞	代宿環境保安対策委員会	代宿区内の清掃活動・植栽・道路環境整備
景観保全部門 まもり賞	上総掘り技術伝承研究会	国指定無形民俗文化財である井戸掘り技術の伝承
景観創出部門 つくり賞	坂戸市場シニアクラブ	坂戸市場地区自治会館での植栽
景観学習部門 まなび賞	千葉県立袖ヶ浦高等学校	生徒を中心とした植栽活動・美化活動
奨励賞	横田本郷祭囃子保存会	横田小路地区に伝わる祭囃子の伝承
奨励賞	NEGATA OPEN CAMPUS	根形地区の若者を中心とするグループによるボランティア活動

○大賞 坂戸市場環境保全会



○はぐくみ賞 代宿環境保安対策委員会



○まもり賞 上総掘り技術伝承研究会



○つくり賞 坂戸市場シニアクラブ



○まなび賞 千葉県立袖ヶ浦高等学校



○奨励賞 横田本郷祭囃子保存会



○奨励賞 NEGATA OPEN CAMPUS



4. 受賞後の対応について

例年のまちづくり賞で課題となっていた表彰式後の対応として、今年度は様々な媒体での紹介を行った。

実施日	媒体	内容
令和2年1月17日	(日刊)新千葉新聞	記事の掲載
令和2年1月18日	袖ヶ浦市ホームページ	特設ページの掲載
令和2年1月30日～2月14日	袖ヶ浦市役所、市民会館、各公民館 各図書館、臨海スポーツセンター ガウランド、ゆりの里	ポスターの掲示
令和2年2月1日	袖ヶ浦市広報	記事の掲載
	市公式 Twitter	特設ページの紹介
令和2年2月1日～2月14日	袖ヶ浦駅、長浦駅市政情報モニター	紹介映像の放送

5. 令和2年度の景観まちづくり賞について

令和2年度の景観まちづくり賞は、袖ヶ浦市をより良くしている建築物等を表彰したいと検討しています。

今年度と同様に景観審議会委員の委員には、審査依頼のご協力をお願いします。